

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月26日
【会社名】	株式会社キッツ
【英訳名】	KITZ CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堀田 康之
【本店の所在の場所】	千葉県美浜区中瀬一丁目10番1
【電話番号】	(043)299-0114
【事務連絡者氏名】	経理部長 川口 忠昭
【最寄りの連絡場所】	千葉県美浜区中瀬一丁目10番1
【電話番号】	(043)299-0114
【事務連絡者氏名】	経理部長 川口 忠昭
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2019年6月25日開催の当社第105回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

事業領域の拡大及び新規事業分野への参入に対応するため、現行定款第2条(目的)の規定に目的の追加及び号数の変更を行うものであります。

コーポレートガバナンス体制の充実・強化の一環として、取締役会の監督機能の向上と監査の実効性確保をより高めるため、監査役を1名増員したいと存じます。

これに伴い、監査役員数の規定を変更するものであります。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、堀田康之、名取敏照、村澤俊之、河野誠、松本和幸、天羽稔、藤原裕を選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、高井龍彦を選任するものであります。

第4号議案 監査役1名増員選任の件

監査役として、小林彩子を選任するものであります。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の年間の報酬額につきましては、2006年6月29日開催の定時株主総会において、「年額3億円以内」としてご承認を得て今日に至っておりますが、機動的な経営体制の構築に伴う取締役員数の増加並びに人材確保及び報酬水準等を勘案し、取締役の報酬等の額を「年額4億円以内(うち社外取締役分7千万円以内)」に改定をお願いするものであります。

なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人としての給与及び賞与は含まないことといたします。取締役(社外取締役を除く)の賞与につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益の1%を目途とし、かつ株主配当を実施する場合に支給するものいたします。

また、現在の取締役員数は6名(うち社外取締役3名)ですが、第2号議案を原案通りご承認いただきますと7名(うち社外取締役3名)になります。

第6号議案 監査役の報酬額改定の件

監査役の年間の報酬額につきましては、1994年6月29日開催の定時株主総会において、「年額7千万円以内」としてご承認を得て今日に至っておりますが、機動的な経営監査体制の構築に伴う監査役員数の増加並びに人材確保及び報酬水準等を勘案し、監査役の報酬等の額を「年額1億円以内」に改定をお願いするものであります。

また、現在の監査役員数は4名(うち社外監査役2名)ですが、第3号議案及び第4号議案を原案通りご承認いただきますと5名(うち社外監査役3名)になります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	793,990	1,607	4	(注)1	可決 99.7
第2号議案				(注)2	
堀田 康之	782,953	12,644	4		可決 98.4
名取 敏照	789,098	6,499	4		可決 99.1
村澤 俊之	789,027	6,570	4		可決 99.1
河野 誠	789,100	6,497	4		可決 99.1
松本 和幸	790,742	4,855	4		可決 99.3
天羽 稔	790,850	4,747	4		可決 99.4
藤原 裕	790,881	4,716	4		可決 99.4
第3号議案	794,842	755	4	(注)2	可決 99.9
第4号議案	794,635	962	4	(注)2	可決 99.8
第5号議案	792,161	3,355	85	(注)2	可決 99.5
第6号議案	793,528	1,991	82	(注)2	可決 99.7

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上